

令和6年度第1回公聴会及び
第1回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和6年6月14日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和6年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会公聴会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和5年6月14日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和6年6月5日（水）
- 5 通知した項目
(1)項目
ア 山口県日本海海区漁場計画の変更について
イ まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について
- 6 出席者
(委員：13名)
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、吉村 正義、若林 敏江、南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮 康彦
(県及び事務局)
水産振興課
生産振興班 主幹 木嶋 久登
主査 吉田 剛
主任 国森 拓也
漁業調整取締班 主査 吉中 強
主査 枝廣 直樹
下関水産振興局 主査 神尾 豊
萩・長門農林水産事務所 主任技師 岡本 訓明
事務局 事務局長 向井 秀
書記 中元 佑香
書記 大谷 拓也
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
向井事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(13:30 終了)

令和6年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和6年6月14日（金） 午後1時30分～
- 2 開催場所 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和6年6月5日（水）

5 通知した項目

(1) 議題

- 第1号議案 山口県日本海海区漁場計画の変更について（諮問）
- 第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- 第3号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に
関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- 第4号議案 まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る
遊漁案内行為の禁止について（委員会指示更新）

(2) その他（報告事項）

- ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ、さ
ば類）
- イ 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について
- ウ 「資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づくTAC魚種拡大に向けた調整
状況について

6 出席者

（委員：13名）

濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、吉村 正義、若林 敏江、南野 市治、仁
保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮
康彦

（県及び事務局）

水産振興課

生産振興班

漁業調整取締班

下関水産振興局

主幹	木嶋 久登
主査	吉田 剛
主任	国森 拓也
主査	吉中 強
主査	枝廣 直樹
主査	神尾 豊

萩・長門農林水産事務所
事務局

主任技師 岡本 訓明
事務局長 向井 秀
書記 中元 佑香
書記 大谷 拓也

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 山口県日本海海区漁場計画の変更について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第3号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第4号議案 まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

(2) 報告事項

ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ、さば類）

水産振興課から報告を受けた。

イ 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について

事務局から報告を受けた。

ウ 「資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について

水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 ただ今から令和6年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、13名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しております。

ますことを報告します。

開会にあたりまして、濱本会長からご挨拶をお願いします。

濱本会長

ご多忙の折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。
本日は、今年度、最初の委員会ということで、次第のとおり議事が
予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単です
が、挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

向井事務局長

ありがとうございました。

続いて、4月1日付け県の人事異動により海区漁業調整委員会事務
局及び水産振興課に参りました職員を紹介させていただきます。

(大谷書記(漁調委・調整取締班)と国森主任(生産振興班)を紹介)

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議
長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、
会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は濱本
会長をお願い致します。

濱本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は吉村委員、森澄委員をお願いします。

それでは第1号議案「山口県日本海海区漁場計画の変更について」
事務局から説明をお願いします。

中元書記

事務局の中元です。お手元の資料の1ページをお開きください。令
和6年5月28日付けで山口県知事から日本海海区漁業調整委員会長
あてに諮問がなされております。

内容につきましては水産振興課から説明いたします。

水産振興課
吉中主査

水産振興課の吉中です。着座にて説明します。

お手元の資料の方ですね、2ページをお開きください。

そこに区画漁業権の途中免許についてということで書いておりま
す。

昨年9月にこの区画漁業権につきましては切り替えを行っており
まして、切り替え後に現在試験養殖を行っているものについて、新た
に区画漁業権の免許要望があったことから、当該要望に基づいて、団
体漁業権として区画漁業権を免許するために漁場計画を新たに追加す
るという形で、漁場計画を変更する形になるものです。

で、実際どういうところに漁場計画を立てるかと言いますと、2の
(1)のところ、表でちょっと書いておりますけど、まず区第20号

が県漁協の大浦支店さんの方から要望がありましたうに養殖になります。それと、後、21、22、23 につきましては、黒井漁協さんの方から藻類養殖ということで3区画の要望がございまして、合計で4区画、新たに漁場計画を立てるというものになります。

で、4ページから6ページに漁場計画の変更案ということで示させてもらっております。

で、先程も申しましたけど、現在の漁場計画にこの4つの区画漁業権の漁場計画を追加するという形で変更するものになります。

で、7ページの方を開きください。まず、区第20号ですが、漁業の種類は第1種区画漁業、漁業の名称がうに養殖業で、漁業の時期につきましては、1月1日から12月31日の周年となります。

漁場の区域は、下の方に図を付けておりますけど、大浦漁港の中です。

下の図の黒く塗った部分ですね、ここを区画漁業権の漁場の区域ということで定めて、漁場計画の方を立てるものになります。

続いて、8ページをご覧ください。

8ページ、9ページに、区第21号、区第22号、区第23号と書いておまして、それぞれ、漁業の種類につきましては第1種区画漁業で、漁業の名称につきましては藻類養殖業です。

漁業の時期につきましては、1月1日から12月31日までの周年です。

漁場の区域については、下の方の図がありますが、ここに、上の方から区第21号、で、右の方ですね、区第22号、その下に区第23号ということで、この3区画漁業権について漁場計画を立てるという形にしております。

この県漁協大浦支店と黒井漁協の漁場計画につきましては、地元調整が図られて、要望されてきたものです。

また、利害関係人等へのパブコメの方も実施しておりますけど、特に意見はございませんでした。また、海保等との公益上の支障の有無に関する協議についても、特に支障はないということでした。

それで、すいません、また2ページの方にお戻りください。

下の方に2の(2)に書いておりますけど、今回のこの漁場計画、新たに立てるものについてはですね、免許の予定日として令和6年10月1日を予定しております。

免許の存続期間については、免許予定日の令和6年10月1日からですね、現在の他の区画漁業の免許の有効期間の令和10年8月31日に合わせるということで、免許の存続期間につきましては令和6年10月1日から令和10年の8月31日までという形としております。

それから、免許の申請期間につきましては、令和6年8月1日から令

和6年9月6日までを予定しております。

なお、本日、了解いただけましたら、6月の下旬にこの漁場計画の変更について公示をすることとしております。

つきましては、漁場計画の変更についてご審議の程、よろしく願います。

濱本会長 　　ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 　　ちょっといいですか。

漁場計画の段階で言うべき話じゃないのですが、試験養殖をされていたという話なので、大浦の方、行使者の予定数は大体どれぐらいになる予定でしょうか。

それともう1点、黒井の藻類養殖の種類を教えてください。

吉中主査 　　大浦は確か5名位行使者がいらっしゃったと思います。

それと、後、黒井さんの藻類養殖についてですけど、これはですね、色々あるのですが、もずく、こんぶ、かじめ、わかめ、ひじき、その辺を養殖して行きたい。で、実際もう試験養殖でも、そういった藻類の試験養殖をされています。

濱本会長 　　いいですか。

他にご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 　　異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第2号議案「山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

中元書記 　　事務局の中元です。お手元の資料の10ページをお開きください。

令和6年6月11日付で、山口県知事から日本海海区漁業調整委員会会長宛てに諮問がされています。説明は、水産振興課からお願いします。

水産振興課 　　生産振興班の国森です。着座にて説明させていただきます。

国森主任 　　山口県資源管理方針の一部改正についてということで、今回、さば類に関する改正の提案になります。

山口県資源管理方針の概要です。

国から漁獲可能量が示された後、それが大臣枠とかの大臣管理区分、それから各都道府県への配分、こういった感じで配分される訳ですけれども、山口県に配分されたものをどう管理して行くかというのを規定しているのが、この山口県資源管理方針になります。

それを改正するにあたりまして、手続きの方、(2)ですね、国が資源管理方針を策定、変更した後、知事が県の方針を策定、変更、知事は関係海区漁業調整委員会に諮問ということになります。

今回、この段階ということになります。

で、それが終わりましたら、農林水産大臣に承認を受けて知事が県方針を公表、こういった流れになります。

で、1枚めくっていただいて12ページ、これが今回の改正の概要になります。

特定水産資源、別紙1—6「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における漁獲可能量の知事管理区分の配分の基準についてということで公表されているものがあります。

その中の第3条について変更を提案します。で、まず、現在、さばの漁獲可能量の知事管理区分への配分は、配分された漁獲可能量のうち8割を中型まき網漁業へ配分することとなっております。

これが第3条第1項に記載されております。

で、同条第2項により、数量の融通の結果、知事管理区分の数量変更が生じる場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聞いて定めた方法により変更することができるようになっておるのですけれども、この記載ですと、国の留保枠からの配分というものが明記されておらず、今、取り扱いが不明確な状況になっているということです。

近年、国からの配分が盛んに行われておりますので、この取り扱いについてきちんとしておきたいということです。

そこで、数量の融通ということのみでなく、国の留保枠からの配分についても、この第2項に、今、この数量の配分の結果、通常は8割を配分するというようになっておるのですけれども、これを、漁調委の意見を聞いて定めた方法によればその配分を変更することができるという風にしておるのですけれども、これについても、数量の融通のみでしかできないという状態のものを、国の留保枠からの配分についてもできるように明文化するという内容になっておりまして、具体的には、この下の四角で囲んでおるところになりますけれども、第2項の部分を新の方の内容に書き換えたいという風に考えております。

簡単ですけれども、以上です。

濱本会長

ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問等なし。-----

濱本会長

意見等がなければ、第2号議案の諮問について「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第2号議案は「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととします。

続いて、第3号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

中元書記

事務局の中元です。

お手元の資料の13ページをお開きください。令和6年6月12日付けで山口県知事から日本海海区漁業調整委員会会長あてに諮問がなされております。

内容につきましては水産振興課から説明いたします。

国森主任

引き続き国森が説明させていただきます。

先程承認いただいた第2号議案と関連するものになります。さば類のTACです。

1枚めくっていただいて、14ページをご覧ください。

特定水産資源まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和6管理年度における知事管理漁獲可能量及びその配分についてということで説明させていただきます。

まず1つ目、知事管理漁獲可能量の設定ということで、今年、さばの令和6管理年度の管理は7月から始まります。

令和6管理年度は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとなります。

漁獲可能量は2,400トンということで、昨年並みの設定となっております。

これは知事管理区分漁獲可能量ということで、このうち山口県さば類中型まき網漁業に全体の8割ということで1,920トン、その他の漁業は現行水準いう形で配分しております。

次に、2番の追加の配分、融通等により漁獲可能量が増加する場合の取り扱いについてということで、付帯決議をいただきたいと思えます。

国からの追加配分や都道府県等から融通等により漁獲可能量が増加する場合に於いて、次の2点について当委員会の了解をいただきたいということです。

まず1つ目、知事管理区分の漁獲可能量の配分方法についてということで、こちらがちょっと今までと変わる部分になります。

県の漁獲可能量が増加する場合は、山口県資源管理方針に基づき、増加量の8割を中型まき網漁業に配分することになっています。

しかし、本県のさば類漁業、近年、管理年度末、大体5月以降6月にかけて、中型まき網漁業の漁獲量が急激に積み上がるといった状況がありまして、これによって中型まき網漁業の漁獲管理区分、漁獲枠が逼迫する状況が続いております。

場合によっては、枠が逼迫しますので、中型まき網漁業に対して操業停止等により操業に支障が出る恐れが生じているといった状況です。

つきましては、中型まき網漁業の漁獲可能量の消化割合に応じて、次の内容で中型まき網漁業の管理区分に対して優先的に配分を行うことを提案します。

四角の中をご覧ください。

具体的には、中型まき網漁業の漁獲可能量が逼迫した場合、消化割合は8割以上としておりますけど、になった時に追加の配分があった場合は10割全部を中型まき網漁業に配分することにしたいといった内容になっています。

それを表にしたものが下に示したのになります。

中型まき網漁業の枠の消化割合が8割未満である場合は、今まで通り中型まき網漁業に8割を配分します。

そして、中型まき網漁業の消化割合が8割以上の場合は10割を配分するのですが、その他の漁業の目安数量の消化割合も8割以上消化している場合には10割、全部を中型まき網漁業には配分せず、通常通り8割を配分します。

こういった取り扱いにしたいという風に考えています。

そして、(2)ですけれども追加の配分、融通を迅速に行うための方法についてということで、こちらは今まで通りの扱いをこのままお願いしたいということなのですけれども、県の漁獲可能量が増加する場合、変更についてはその都度海区調整委員会に諮問するという風になっておるのですけれども、その都度委員会を開いておりますと、その手続きの間にどんどん漁獲量が積み上がってしまうといった懸念がありますので、先程(1)で提案しました方法で変更手続きを速やかに行って、その変更については委員会に対しては事後報告とさせていただきたいという提案になります。

次のページは、国からの通知文の写しになります。山口県に対して

は、まさば、ごまさば合わせて2, 400トン、全国のシェアとしては1.35パーセントという風に示されております。

説明は以上です。

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 ちょっといいですかい。

私の記憶の間違いかもしれませんが、以前の資料では、過去の実績、割当てに対してどれだけ水揚量があったか、過去経年の変化の数字が確か資料として提示されていたと思うのですが。

そうでないと、この2, 400トンっていうのが、どのぐらいの数なのか、我々見当がつきません。

前の水揚げなり、それから割当の実績、そういうのがないと見当がつかないので、そういう資料が添付できるのであれば添付してもらった方が良かったなという気がします。

だから、2, 400トンっていうのは当初割当として、過去の実績の中でどれぐらいになるのか分かりません。

久原委員 昨年、まき網が獲り過ぎて大騒ぎになりましたね。

水産振興課 で、その関係で今回ちょっと10割をとということで取り扱いを変更しようとするものです。
木嶋主幹

だいたい漁獲が積み上がって一番やばくなるのが、5月末から6月の初めです。

結果的にまき網が一番逼迫します。

ということで、今回こういう形にさせていただきました。

その他の漁業は、その時期にはだいたい漁期が終了しています。

まき網だけが積み上がりますので、まき網区分に10割を配分させて欲しいということです。

その他の漁業でさば類の水揚げが多いのが、定置網、棒受になります。

本来であれば、こういう措置を取るに当っては、関係漁業者の了解を得る必要がありますが、不特定多数であったため、了解を得ていません。

定置網の多い、萩、長門の統括支店、棒受の多い、角島漁協には事前に説明をさせていただいています。

吉村委員 これは、山口県沖のさば類の枠が2, 400トンでしょう。

私は、1 昨年からさばがたくさん獲れるようになっていまして

た。

というのが、大中型まき網漁業が去年も今年も山口県沖に12月から1月にかけてほとんどいない日はないという程います。

うちの統括支店には言いましたが、さばが獲れるようになると。

あれが、山口県沖に来なければさらにたくさんの量のさばが獲れると思います。

あま縄でもさばが1箱、2箱釣れます。

非常にたくさんのさばがいます。

山口県のさば類の枠は2,400トンですが、山口県沖で大中型まき網漁業がどれくらいか獲るか報告して欲しいと要望したことがあります、それはできないということでした。

大中型まき網が山口県沖でどれ位漁獲したか県に報告して欲しいものです。

今年もたくさんのさばがいます。

大中型が大型化すればすぐさばはいなくなります。私は反対します。

中島副会長 大中型まき網の話は、大中型まき網との協議の場で協議しましょう。

木嶋主幹 中島副会長の意見に対する回答ですが、過去3年の数字をお知らせします。

令和3管理年度は、当初が1,500トン、追加配分等で1,000トンもらって、結果的に2,500トンになっています。

令和4管理年度は、当初が1,100トン、追加配分等で1,500トンもらって、2,600トン。

令和5管理年度は、当初が1,700トン、追加配分等で、1,400トンで、3,100トンです。

以上です。

中島副会長 できれば、資料を添付してください。国からの配分枠は変えられませんが、我々の判断材料になります。

木嶋主幹 今後、資料を添付させていただきます。

久原委員 ずっとこういう実績があれば増やしてもらうことはできますか。
毎年、当初枠をオーバーしている訳ですから、当初枠を増やして欲しいという要望は可能ですか。

国森主任 一応3年毎の全国の漁獲量をベースにシェアに応じた配分になりますので、実績が多ければシェアが上がりますので、配分量は多くなることになります。

久原委員 配分を多くしてもらわないとまき網漁業者は漁に出れなくなるため、かわいそうです。

国森委員 そのようなことを防ぐために、漁獲量が積み上がってきた段階で、他県から融通していただいたり、国から追加配分を受けることを積極的に行いたいと思います。

濱本会長 いいですか。
他にご意見等がなければ、第3号議案の諮問について「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。第3号議案は「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととします。

続いて第4号議案「まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

吉中主査 事務局の立場として、水産振興課の吉中の方から説明させていただきます。お手元の資料の18ページの方をお開きください。

このまぐろの採捕を目的として行うまきえ釣り及び当該まきえ釣りに係る遊漁案内行為の禁止について（委員会指示更新）ということです。

これ、毎年更新をさせてきてもらっております。

委員会指示の経緯ということで書かせてもらっておりますけど、平成3年頃からですね、見島の八里ヶ瀬の漁場において遊漁船が錨で船を固定して、大量にまき餌を撒いてまぐろを釣るということが行われ始めまして、県内外を問わず遊漁船が押しかけるようになりました。

当該漁法については漁場を広く占有することから漁業操業に大きな支障が出るということと、大量のまき餌を使用するということが漁場の荒廃が危惧されたということで、平成6年の6月に八里ヶ瀬漁場利用調整協議会というのが設立されまして、漁場利用協定が締結されています。

利用協議会の方から当該協定が円滑に履行されるように、承認制を内容とした制度化の要望がありまして、それ以降、委員会指示を発出してきております。

で、また、その発出以降ですね、毎年、八里ヶ瀬漁場利用協議会か

ら委員会指示の更新要望が出されておりました、それに基づいて委員会指示の発出なり、承認の方を行ってきております。

で、本年度につきましては、19ページに添付しておりますけど、八里ヶ瀬漁場利用協議会から5月28日付で委員会指示の更新の要望がなされております。

で、20ページ以降に委員会指示案を付けさせてもらっています。

で、この委員会指示の内容につきましては、従前の内容と変更はないということです。

ただ、20ページの下の方、21ページの上の方に期間っていうところがありまして、その期間の部分だけを変更させてもらっています。

それと、後22ページをご覧ください

この指示の有効期間につきましては、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間という形となっております。

で、23ページ以降はですね、このまぐろまき餌釣り漁業の承認の事務取扱要領ということで、この要領に基づいてですね、承認をしていますけど、従前の内容とですね、変更等はありません。

つきましては、委員会指示の更新につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

濱本会長

ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問等なし。-----

濱本会長

ご意見等がなければ、第4号議案は原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第4号議案は原案のとおり可決されました。本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ、さば類）」水産振興課より報告をお願いします。

国森主任

水産振興課、国森が説明します。33ページをご覧ください。

先程の3号議案のところでも少し話題にさせていただきましたけれども、付帯決議で、漁獲枠が逼迫した状況において、変更にかかる手続きに時間がかかってしまって、漁獲可能量を超過する恐れがあると

いった理由からですね、漁獲可能量の変更を先に行いまして、事後報告するといったことにさせていただいておりました。

ということで、令和6管理年度くろまぐろ、それから令和6管理年度まあじ、令和5管理年度さば類について報告をさせていただきます。

次のページに移りまして、まず、まあじからですがけれども、まあじは当初配分で2,800トンの配分を受けておりまして、令和6年5月13日に、関係者間合意による国留保からの追加配分ということで、500トン追加を行っております。

県全体が3,300トン、中型まき網漁業にその8割ということで2,640トンを配分しました。

続きましてさば類です。さば類は、令和5年6月23日に当初1,700トンをいただきました。その後、関係者間合意により、11月に600トン、12月に200トン、翌年2月に100トン。

そして、ここまでは前回の委員会でも報告済みでございますけれども、今回さらに5月7日に、大中型まき網漁業からの融通ということで500トンの追加配分を行っております。県全体で3,100トン、中型まき網には2,480トンの配分を行っております。

続きまして、くろまぐろの小型魚についてです。こちらも当初配分で、県全体で97.3トンの配分をいただきまして、日本海定置網に16.4トン、その他に80.8トン、留保枠として0.1トンになっていまして、5月31日で繰り越しに伴う追加配分が25.6トン、後で説明しますがけれども、不等量交換で、小型から大型の交換を行っております。マイナス4.7トンで、差し引きで20.9トンの追加配分を行っております。

続きまして、くろまぐろ大型魚の方ですがけれども、こちらは3月26日付けで当初配分が県全体で26.0トン、大型魚25.9トンで、留保が0.1トンとなっています。

5月31日付で小型魚と同様に繰り越しに伴う追加配分が13.5トンと、不等量交換によって、小型魚から大型魚への交換ということで、6.5トンの追加ということに合わせて20.0トンの追加がされています。

不等量交換についてですがけれども、小型魚から大型魚に漁獲可能量を交換する場合には、1.4倍で大型魚に交換することができるといった仕組みが令和6管理年度限定で国から方針が示されたところです。

このため、令和6年3月に開催された漁法別の県内関係者会議において、漁法別、ブロック別の漁獲枠を原資として、どの程度を不等量交換するかについて調整をした結果が、先程申し上げた通りで、下の表のような割り当てになっております。

以上です。

濱本会長 ただ今説明がありました、どなたかご質問はありませんか。

森澄委員 ちょっといいですか。

 小型魚から大型魚の交換っていうのは、令和6年度で限定して、その時だけやってもらうということになって、長門あたりから、それぞれ大型にシフトしたけど、この辺が今ちょっと分からんところは、1年間限定っていうことで、水産庁とすれば、大型を獲らせるっていう大目的がありながら1年間限定っていうことになると、今それに合わせて漁師さんが、1年間限定でも漁具を揃えています。

 このため、うちの方でも今からの状況を把握しとかんと、どんどん要望し、漁師に漁具を作らして、1年で止めるかっていう話になると困るわ。

 このあたりをどんなふう漁師に説明するかっていうことを聞きたいと思います。そのあたりは、分かる範囲でいいですから。

木嶋主幹 今まだ方針が出てないんですけど、とりあえず、今年度試しでやってですね、で、今年度は国際交渉の中で大型枠は増えて行く可能性が高いです。

 で、その中で来年度以降も出てくると、大型魚を獲らせるような形が出てくると思うんですけどね。

 ちょっと今の段階では、大変申し訳ないですけど、分からないとしか回答できないですね。

森澄委員 なぜ私がこんなことを言うかといいますと、この6月から大型魚のこの事業が始まったのですが、そしたら、角島沖で、もう3年前から大型魚の100キロ以上がジャンプするのをいか獲りに行っていた漁師が見ていたのですよ。

 それで、角島の漁師の2、3人が漁具を改良してやったら、すごく獲れました。

 だから、これだけ獲れる魚の漁獲枠を、もう今からどんなふう整理するのか、水産庁がどう考えているのかということ把握しないといけません。

 今すぐ道具揃えようとしても、なかなか揃えられないらしいよ。

 だから、一時も早く、このことに関する情報を入れてもらわんと、角島沖を回遊する時期はおそらく、漁師の話を聞いてみると、4、5、6月、そのぐらい限定で、後はどこ行くかわからんっていう状況にあります。

 だから、それまでに揃えるよう情報入れてもらわんと、いや、来たわって言ってもすぐ対応できんということで、この度でも6月を待た

ずに5月にやらしてくれって漁師は言うたんじゃけど、結局それはまだ法整備ができてないからダメっていうことで、6月6日が、初年度は6匹、それからそのあくる日は1匹、その3回目はね、12匹か、昨日はちょっと私が把握できてないんだけど、大体それでもう4.4トンぐらいに達するような状況になるんじゃないかと思うんですが。

これからは、漁師さんは、大型魚に切り替える話をこの委員会にして来ると思うから、その辺があるので情報は早く取るようお願いしておきたいと思います。

木嶋主幹 水産庁に情報取って、なるべく早く報告はさせていただくように努力はさせたいと思います。

水産振興課 吉田主査 少し補足させていただきますと、WCPFCと言いまして、くろまぐろの国際的な話し合いをする会議が、毎年ですね、7月の上旬に行われます。

で、先日に報道がありました通り、水産庁としては、令和7年度はですね、2年に1度の資源評価に基づく増枠交渉の年になるということで、いろんなシナリオを考えているところですけども、最低でも現状の50パーセントで、最高だと100パーセント、要は2倍ほどのですね、シナリオの中で国際協議をやっていくという風になっております。

ですので、その7月の上旬のですね、国際機関における協議が終わりましたら、令和7年度の漁獲割当の見通しというのが立つでしょうし、来年度ですね、1.4倍の振り替えがあるかどうかというところはまだ見通しが立たないんですけども、それもその協議の中で、7月の上旬の協議の中である程度見通しが立って来るかなというようなことが確定的ではないけど推測されますので、そういった状況を踏まえて、山口県に対して大体来年度どのぐらいの割り当てがあるかというのがなんとなく見えてくる。

それを踏まえて、後は山口県内でどのようにして配分して行くか、定置の方とか釣りの方とかが山口県太平洋クロマグロ委員会の協議の中で、どういうふうに対応して行くか協議をしていただいて、その中で、基本的には従前からは定置に優先的に大型魚を配分しているところですけども、今年度の状況を踏まえてどうしていくのかをその中で決めていただくことになろうと思います。

いずれにしましても、この7月上旬の結果を踏まえて、事務局である山口県漁協と協議しながら関係者の皆様方に情報提供させていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

森澄委員 北海道からこっちの九州の方までの回遊する月が違います。

今言ったように、この沖は、4、5、6月、このぐらいで回遊して来るっていう話やから、それまでには絶対道具を揃えてやるということと、もう1つ聞きたいことは、今の話を聞くと、全般的にはTAC制度は効果があって、大型魚が多くなって海の中を回遊しよる中で、私、ちょっとこれ嬉しいような悲しいような話ですが、うちはいかを主体としている中で、あれだけの数がいかの漁場でジャンプするとね、私は海に潜ったことはないけど、かつおが上から下まで移動する姿を私は箱眼鏡で見たことがあります、あの太い魚が回遊している中だとそこにいる餌を皆捕食すると思うのですが、1つの魚種をこの大海の中で守って他の魚種が全部守れるかということが良く分かりません。

その辺は、偉い先生方がやってることやから、上手く行くんやろうと思いますが。

色々矛盾して嬉しいような悲しいような、ちょっとこれは今、私の個人的な考えではあるんじゃないけど。

とにかく今から先はやっぱりこのくろまぐろの大型魚を漁獲すれば、良い水揚げになると思います。

私は久しぶりに良い情報が漁業にあったと思うけど、これはうまい具合に毎年この条件が整わないといけません。

ま、ちょっと情報だけは早くやってください。お願いします。

水津委員

ちょっといいですか。

私は、くろまぐろについて小型魚から大型魚まで経験したことがあります。

今、小型魚の水揚げは、萩の方は一人がだいたい700kg。箱でいえば、100箱か。

100箱釣ったら小型魚は釣ったらだめと制限がかかる訳です。

かといって大型魚は、今、森澄さんが言われたようにだいたい何時頃来るかという、僕らは5月8日がとびうおの誕生日と言っています。

それ前後にこの大型魚が見島周辺に回遊して、僕らはそれで商売しよったわけですね。

で、今、その大型魚を釣るとなると、やっぱり最低でも一揃いの道具は100万円します。

ということは、人間誰しも3つぐらい道具持っていないとだめです。安い道具であれば、獲れません。

それ相応に道具代もかかるから、やはりある程度前もって、今言うように事前に早く話を決めんと、まぐろが来たのに道具がないでは、商売にはならないと思います。

僕はもうしないからまぐろの道具があれば譲りますけど。

まあ、5月8日がとびうおの誕生日ということで、日本海ではだいたいとびうおを追ってくるようですね。

森澄委員

うちの漁師さんにこの間聞いたんやけど、釣ってきたまぐろの胃の中の食べたものを調べてみたらどうかと言ったけど、なんか消化が早いらしく、はっきりしたものは分からないらしい。だけど、1つ分かったのが、さばを食べているらしい。

それで、うちの漁師さんがやりよる餌が何かって言ったら、下関の泉宝丸が獲った死んださばを餌にしたら、回遊しているのがすぐ飛びつくらしい。

だから餌はさばもいかも食べているかもしれませんが、消化が早くて臭くてみられないそうです。

水津委員

その時、食べてる餌がやっぱり1番ええ餌やね。

森澄委員

だから私は餌を見てみと簡単に言うけど、漁師は捌いただけでも、臭くてやれんて。

水津委員

そりゃ、すぐ身は溶けます。

大きい餌ならそでいかをまるごと1本食べていたのは何回も見ています。

かと言っていかもある、さばもあります。

たこまで食べています。

色々食べているからね、目の前にあるものはなんでも食べています。

森澄委員

でも、あれですか、平成3年に見島沖にまぐろが回遊し、餌釣りをしていたと聞いていますが、今でも、そこに回遊していますか。

水津委員

回遊しています。

ただね、今さっき言ったように、まきえ釣りの承認制ですね、それをしてはいますが、現在機能していません。

誰も操業しません。

遊漁船のくろまぐろの枠が年間7トン位ですかね。全国で。

多分それぐらいだと思います。

多分、承認制のまき餌釣りは10年、20年機能してないと思うよ。

年が替ったら、承認制のあれだけ出しとけよって、書類だけを出しているだけ。

私は現に操業していません。

中島副会長

まき餌釣り自体をしないでしょ。

水津委員 はい、しません。

吉村委員 濱本会長。私も今まで漁師をやってきましたが、実を言うと、昨日、初めてはえ縄で獲ったまぐろを魚市場で売りました。

私の縄に 100 キロですよ、縄にさばがかかったのに、まぐろが喰いついたのだらうと思います。

とうとう船に上げられなかったからね、尻尾をね、ロープで巻いて引っ張って帰ったのですよ。

昨日の売りですよ。まず、上げられないのですから。

腹開けて、100キロのまぐろ、はえ縄で100キロのまぐろはいままで聞いたことがありません。

引っ張って帰ったと言ったら笑われました。それは、昨日の話。

昨日の朝釣れてね、私もどうにもこうにもならないからロープで巻いて引っ張って帰って萩の魚市場でフォークリフトで上げてもらいました。

それぐらいおるんですよ。実際にまぐろが。

どういう訳か知らんけど、あま縄の針にさばが喰ってそれに喰いついたんでしょね。

はえ縄の糸に巻き付いたのだと思います。

一本の糸を巻いただけで、良く上げられたと思います。私も驚きました。

だから、相当おるのでしょうかいね。まぐろは。

水津委員 尻尾を締めたらまぐろはすぐ死にます。

森澄委員 だから、嬉しいような悲しいような話。

吉村委員 そう、そういうこと。

久原委員 まぐろの規制が始まってから、もういか取りは全滅です。おかしい時にはもう1年間で4か月しか漁がありません。

濱本会長 もうまぐろの話はいいですか。

続いて、報告事項イ「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について」事務局より報告をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。座って説明させていただきます。資料の36ページをお開きください。令和6年度全国海漁業調整委員会連合会総会の結果について説明いたします。

総会は、令和6年5月17日の金曜日に行われて、出席者は全国海区漁業調整委員会連合会委員及び事務局で、山口県からは濱本会長と事務局書記2名が出席いたしました。

3番の結果については、第1号議案は、令和5年度事業報告書、収支計算書及び剰余金処分案の承認で、こちらは異議なく承認されました。

第2号議案については、令和6年度事業計画書案及び収集予算書案の承認で、こちらも異議なく承認されました。

第3号議案は、中央要望活動の協議事項について、以下の7つの項目について協議し、こちらも異議なく承認され、関係省庁に対し要望活動を予定しております。

第7号議案、次期総会の開催地については、令和7年度は山口県で開催することが決定いたしました。

開催日程の予定としましては、以下に記載されている通り、令和7年の5月12日、13日で、山口グランドホテルでの開催を予定しております。

2日目に県内視察を予定しております。

4番のその他で表彰行事が行われ、海区漁業調整委員会委員表彰と事務局職員ほう賞が行われ、8名の委員と1名の事務局職員が表彰されました。

以上で説明終わります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長

続いて、報告事項ウ「資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査

水産振興課生産振興班の吉田と申します。私の方から説明させていただきます。

お手元のこのA3の大きな資料とこの資料38ページを開いていただいてからですね、説明を始めさせていただきたいと思えます。

ご承知の通りですね、水産庁におかれましては、全国的に水産業という産業の活気がなくなってきたと、これを何とかしないといけないということで、漁業法を大きく改正して、資源管理、適切な資源管理、科学的な情報に基づいて適切な資源管理を行うことによってですね、なんとか漁業を元気にしたい、して行きたいと、そういった取り組みを、令和2年度からですね、行っているところでございます。

で、具体的な目標としましては、このA3のですね、資料の一番右側ですね、資源管理の推進によってですね、漁獲量444万トン令和12年度までに目指すと、そういった目標を掲げて、今、色々な施策を水産庁が中心となって取り組んでいるところでございます。

で、この目的を達成するためにですね、一番、幹となる取り組みというのが、皆様、かねてから水産振興課がこの漁調委でも説明させていただいています通り、TAC管理、所謂漁獲量を管理する資源管理の手法を、先程話題にも上がりましたくろまぐろや、既存の他の魚種で言えば、まあじとかさば類、そういったものをですね、TACを設定して管理しているところなんですけども、今後ですね、そういったTAC魚種をですね、全国の水揚量、このロードマップのですね、真ん中のMSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進の中ほどにですね、そういった欄があると思うんで、その左側の白い枠の中にですね、現在ではですね、約6.5割の資源をTAC管理をしている訳なんですけども、これをですね、令和7年度までに8割を目指してTAC魚種を拡大して、TAC管理を行うと、そういったロードマップを描いているところでございます。

それによって令和12年度までに444万トンを目指すと。

で、今回の報告事項のウではですね、現在、既存のくろまぐろ、まあじ、さば類等のTAC魚種に加えて、様々な、残り2割を追加するために水産資源をTAC化しようと、そういった動きがありますことからですね、そういった状況をですね、ちょっと報告させていただきたいということで、お時間をいただきたいと思います。

それではですね、38ページの方を開いていただければと思います。

まずですね、先程申し上げました通り、なぜ水産庁がそういうことをやっていくかっていうということですね。

漁獲量が下がってきた訳です。その大きな原因としまして、所謂、科学という目線で資源管理をすることに対して、ちょっと怠っていた部分があるのではないかと、そういった反省に基づいて、所謂、科学的な情報を基本とする資源管理をしないとイケないと、そういったことからですね、70年ぶりの大きな漁業法の改正を行って、先程のロードマップを描いてですね、令和12年度までに444万トン、所謂、科学的な情報に基づく資源管理を軸として日本の水産業を元気にしようと、そういったことから様々な取り組みを行っているということでございます。

で、その大きな取り組みの1つとして、資源管理の方法をですね、従前の獲る方法の管理から獲る量の管理に変更すると、変更するというか追加するという事で、持続的な資源の利用を行って行くと、そういった内容となってございます。

で、40ページを開いていただいて、追加する魚種といたしまして

は、先程申し上げました通り、従前のですね、TAC魚種、くろまぐろ、さば、まあじ等がございますけども、それに加えて、ぶり、さわら、とらふぐ等を候補種として、今議論を進めているというところがございます。

で、41ページに移っていただいでですね、TAC管理に向けてはですね、やはり既存のですね、資源管理の方法を大きく変更するということから、このロードマップのですね、上の欄に書いています通り、水産庁としてはですね、漁業者の意見と理解を得ながらですね、理解と協力を得ながら進め、そういった方針の下、丁寧に議論をする必要があるということで、TACに移るにあたっての課題をですね、議論する場として3段階に分けて議論を進めていくという風に 関係者に対して説明しているところがございます。

で、この第3段階にステークホルダー会合というものがございましてけども、こちらに於きましてですね、後ほど説明しますが、今年のですね、1月の委員会でもですね、説明させていただきました通り、日本海側のかたくちいわしとうるめいわしがステークホルダー会合を通過してTAC魚種に指定されています。

で、今回ですね、先程説明しましたぶりとうるめいわし等もですね、ステークホルダー会合の議論を通過して、TAC魚種に指定ということになる予定でございます。

ただですね、TAC魚種の指定、法律的にはTAC魚種になるんですけども、やはり具体的にTAC管理を運用するにあたって、魚の特徴ごとにですね、従前のTAC管理では解決できなかった課題などがあると、そういった認識の下、所謂助走期間、本格的なTAC管理を進めていく前にですね、助走の期間を設けるということで、TAC管理のステップアップという大体3年程度の期間を設けて、その中で様々な議論をして課題を抽出するという風に水産庁は説明しているところがございます。

41ページを開いてください。

具体的にはステップ1、ステップ2という段階がありまして、これが助走期間です。

ステップ3からが、今、くろまぐろ、まあじとかさば類とかと同様な本格的なTAC管理のスタートになる訳になります。

ステップ2でまずは現在の漁獲状況がどの様になっているのかというのを確認するために、月毎のTAC報告を義務化しまして、得られた情報等に基づいて関係県に漁獲量等の配分を行う予行練習を行う。

これが大体3年間続きます。その3年間の中で、具体的に課題等があれば、3年という期間に拘らずにしっかり議論をして、本格的なステップ3に行くにあたっては、43ページの表を見ていただきたいのですが、ステップ2からステップ3に上がる間には再度、ステークホ

ルダー会合を開催して、本格的なTACに移行するかどうかを魚種毎にしっかり議論して行くと水産庁は説明しています。

こういったように、水産庁はTAC候補種のTAC管理をするにあたっては一筋なわでは行かないという風に考えていることからですね、しっかりこういった助走期間を設けて、現場に混乱が生じないように議論を進めていきたいという風に説明しているところでございます。

で、最後に44ページを見ていただいたらと思います。

ここにある水産資源が、水産庁がTAC候補種として挙げているもののうち、山口県に関係するであろう魚種を抜粋して今の進捗状況を整理したものでございます。

で、1番左方に★印がついておりますけども、こちらにつきましては、ステークホルダー会合を通過して、今後、TAC魚種に指定されて、ステップ1管理の方に移行することが決まった魚種でございます。

上から説明いたしますとかたくちいわし対馬暖流系群、こちらにつきましてはもう既にこの1月からですね、TAC管理が開始されているところでございます。

瀬戸内海のかたくちいわし、こちらは来年1月からの予定で、ぶりについては来年の4月からの予定、うるめいわし対馬暖流系群、こちらはですね、この1月から開始されています。

まだいの日本海側につきましては、来年1月からTAC管理が予定されているということでございまして、その他ですね、皆さん、山口県の漁獲量が多いところで言いますと、さわらとかとらふぐ、内海側のまだい、ひらめ等があるところでございまして、こちらについてはですね、ステークホルダー会合の開催時期は未定となっているところですけども、水産庁は、先程ロードマップ案で示している通り、令和7年度末までにはですね、これらの候補種となっているものについて、ステップアップ管理に移行したいという風に考えていることから、今年度、ステークホルダー会合に向けての調整が始まることが推測されます。

県といたしましてはですね、魚種毎の関係漁業者の方々のですね、ご意見等を踏まえながら、しっかりですね、水産庁に対しては、TAC移行に関する課題について解決していただくように、意見等をして行きたいと思っているところでございますので、引き続きですね、ご協力の方よろしくお願いいたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

水津委員

今聞いたけど、水産庁と話し合いをするのであれば、くろまぐろの大

型魚の枠を増やしてもらうように要望してください。

今の状態だったら、1人に1本も獲れないから、2～3人が獲ったら終わりという状態です。せめて最低でも1人2本位獲れる状態にってもらえると助かると思います。

吉田主査

くろまぐろに関しましては。先程も触れさせてもらいましたように、来年度、増枠に向けた交渉をするということで水産庁が準備しているところをごさいます、大型の漁獲枠は50パーセントから100パーセントは、あるいは150パーセントから200パーセント増やす方向で、ちょっとどうなるかわからないのですが、そういう方向で協議するという風なことが報道等されてますけども、そういうことになってございます。

その結果、県に割り当てられたものをどういった形で漁業者の方々へ配分するかっていうのは、県の中で関係者の方々と一緒に話し合いをして、できるだけ皆様が収益を上げるという方向で調整を進めていきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

水津委員

僕も今、一般の組合員の方からどうかしてくれやっという話をだいぶ受けてるからね。

水産庁との話になると思いますが、よろしく願いします。

吉村委員

吉田さん。

お宅も今TACの係になっちゃったけど、県から強く言ってもらいたいことが1つあります。

いいですか。とらふぐの件やけどね。

今、皆さんもご存じのように、とらふぐは、今、福島県、相馬で相当獲れます。

ただ、TACの対象になっていません。

で、たくさん獲れる所、今、山口県、西日本、シナ海に瀬戸内海もやけど、こっちはTACできちんと管理して、あっちの方はTACの対象になっていないということは、結局はうちらだけ、TACで管理されて、向こうはTACでの対象になっていないということです。

それで、とらふぐの場合は回遊魚でね、回っていくわけです。

こっちで、西日本で、放流したやつが三陸沖で1匹獲れたっていう経緯もあります。

それで、こっちの日本海のふくと相馬の沖で獲れるふくは良く似ています。

で、三重県のね、伊勢湾で獲れるふくは全然、違います。とらふぐはとらふぐですけど。

今、福島の前馬の沖の獲れるふくは、私等が獲るふくと同じ、頭が大きいし、それが相当獲れます。

越ヶ浜が獲るより余計に漁獲されています。それはTAC対象外と、私等はTACで管理するという、そういう矛盾があるのはどう思われます。

吉田主査

今、ご質問いただいた内容としましては、現在ですね、日本の中でとらふぐが系群として所謂資源管理の対象となっている範囲としましては、山口県に關係する東シナ海、日本海、瀬戸内海系群と、今、委員さんからお話がありました伊勢湾系群、太平洋の一部と日本海側と瀬戸内海ということで、太平洋の北側につきましては今までいなかったよという整理だったと。

ただ、今ご発言にありました通り、東京湾の方から東北にかけてかなりとらふぐの漁獲があるということで、色々と議論があるところなんですけども、水産庁の見解としましては、やはり資源評価するにあたっては十分にデータを集積する必要があると。

で、東北、東京湾、最近確認されたところにつきましては、データが少ないから、資源評価するまでのデータを蓄積するまではTAC管理はしないという風に、今、吉村委員がご発言されたように、そういった基調で説明しているところです。

ただ、山口県としましては、やはり資源管理するにあたってはですね、公平的にやるということが一番重要なところであると考えているますので、その点について、やはり、他の系群でもあるんですけども、TAC管理をするのであればスタートは一緒ですよというようなですね、意見もあることから、これと同じ基調でですね、水産庁に対しては説明っていうか、理解を求めるように意見をやるのかなという風に考えています。

いずれにしても、今後ですね、とらふぐに関するステークホルダー会合が開催されることになろうと思いますので、その前には、とらふぐ漁業の關係者の方々と意見交換をしながらですね、必要なことを水産庁に意見をして行くという風にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

吉村委員

やっぱりね、うちら生産者で、行政官ですよ、水産庁も県も。

特にふくはね、県の顔になってるから。それで、ちょっとはね、私は心配しているのはね、年々、温暖化でね、漁場が北上するんです、皆さんの知っているように。

で、今まで獲れなかった所でぶりでもたくさん獲れるようになっていきます。

で、そこで、そういう先を見通してね、国も県の方も、今、データ

が無い、今まで獲れなかったというよりか、今から先は、この辺に、たくさん獲れるから、それもひっくるめて、TACでちゃんと管理すべきです。

西日本の人もTACで、今、ちゃんと守って、資源ね、管理して、資源を増やそうという目的やからね、やっぱりああいう所もいね、将来を見通して、国は対応すべきと思っています。

だから、県としても強く言って欲しい。吉田さんは、係みたいだから一つ言っていただけないかなと思っています。

よろしくをお願いします。

吉田主査 またそういった会議の前には意見交換をして進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

中島副会長 今の件、特にさ、系群が一緒かどうかというの、一番問題になって来る訳よね。

だから、遺伝子検査とか、そういうのも、今やろうと思ったらいくらでもできる時代なんだから、まず、系群が同じなのかどうなのか。

同じ系群であるっていうのであれば、当然それは同じ管理でやってきましょうよという話になると思うので。

吉田主査 今おっしゃる通りです。国の方も遺伝子検査っていうのはもう速やかにやる方向で調整しているようですので、やはりその状況を見据えて、TACをやるのであればスタートを一緒にしようという形で今後意見して行くのかなと思っています。

中島副会長 なんか100円位ありゃできるという話だった。吉田さんは詳しいでしょうけど。

濱本会長 いいですか。

中島副会長 いいです。はい。

濱本会長 以上をもちまして本日の議題は全て終了します。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。慎重なご審議ありがとうございました。

(14:50 終了)

上記のとおり令和6年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人